

## 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

### 2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,920円	13,287円

改 正 後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,930円	13,284円

**3 施行期日** 公布の日から施行

**4 適用期日** 施行日以後に支給すべき理由が生じた補償等並びに同日前に支給すべき理由が生じた補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

## 八戸市文化財指定に関する諮問について

本議案は、八太郎おしまこの八戸市文化財指定の妥当性について、八戸市文化財審議委員に対して諮問するものである。

1. 種 別 無形民俗文化財
2. 名 称 八太郎おしまこ
3. 保存団体 八太郎おしまこ保存会  
会長 木村 鉄男  
八戸市八太郎二丁目8番3号（八太郎生活館）
4. 概 要 八太郎おしまこは、八戸市八太郎地区で伝承される、おしまこ節によって踊られる盆踊で、ナニヤドヤラから派生したものと考えられる。広場や境内等で円陣を作り、楽器は用いず、歌と地面を摺る足音を伴奏にして踊る。歌は七七七五調の詞型で、声を重ね合わせながらの掛け合いや言葉を長く伸ばす等の特徴がある。なお当地区で伝承するナニヤドヤラ（十六足とササナニヤドヤラ）も、八太郎おしまこ同様、楽器を使わず、歌だけに合わせて摺り足で踊り進む形態を保持している。
5. 指定に値する特色、事由
  - 八戸市内で唯一おしまこ節を伝承しているほか、楽器を用いず、歌と地面を摺る足音を伴奏にして踊る八戸地方の盆踊の古い形態を保持している。さらに、豊作を祈願する踊り方は、ヤマセ常襲地帯である八太郎地区の生業と信仰と深く関わっていて、盆踊の変遷過程や地域的特色を示す民俗芸能であるといえる。
  - 保存会による普及活動により、町内外の様々な世代の人が八太郎おしまこを踊ることができ、今後も同程度の活動が期待できる。



たわわに実った稲穂のような手振りと、地面をしっかりと摺って音を鳴らす足捌きが特徴。



歌い手は二組に分かれて掛け合いながら歌う。伴奏に楽器を用いない。